

兵庫教育大学と同窓会の会員が所属する組織との共同研究事業募集

1 目的

- 兵庫教育大学では、同窓会および学部同窓会の会員が所属する教育委員会等の組織と共同で研究活動を行う「共同研究事業」を実施しています。
- Society5.0時代を迎えてICTの活用やSTAEM教育など、新たな教育ニーズへの対応を模索されている教育委員会等の組織の教育実践活動の発展に寄与するとともに、本学の実践的な教育研究の進展に寄与することを目的としています。

2 共同研究事業を申請できる組織

- 大学院および学部同窓会の会員が所属する都道府県および市町村教育委員会等を原則としています。
- 学校単位での事業は対象となりません。
詳細は、修了生・卒業生連携センターまでお問合わせください。

3 申請方法

- 別紙「共同研究事業申請書・実施計画書」をメールにて提出してください。
提出先：兵庫教育大学修了生・卒業生連携センターに提出してください。
メールアドレス office-dosokai@ml.hyogo-u.ac.jp
- 期日は、原則として実施年度の4月末日までとなっています。
- 申請者は同窓会の会員に限ります。（在学生及び大学教員等研究者を除く）

※申請書は以下のページからダウンロード可能です。

※必ず記入例を参考にして書いてください。

4 事業の選定

- 事業を行う組織の選定は、本学の教員養成・研修高度化センター長が行います。選定の基準は、第1項に掲げる目的との適合性を判断するものとします。

5 共同研究事業実施組織

- 共同研究事業実施組織は、選定された組織と本学教員で構成し、組織の申請者が事業実施代表者となります。
- 共同研究事業を行う本学教員への依頼は、事業内容に即して本学が行います。

6 事業実施期間

- 共同研究事業の実施期間は、原則として単年度ですが、継続実施も可能です。

7 契約事項

- 共同研究事業の実施を決定した場合は、本学と組織代表者及び事業実施代表者との間で共同研究事業実施に関する契約を締結します。

8 事業研究実施経費

- 共同研究事業実施経費は、本学及び組織がそれぞれ負担するものとします。
- 本学が経理を行いますので、経費の全額を一旦本学に預けていただきます。

9 契約及び実施に係る事務

- 本事業の実施に関する事務は、本学が担当します。

※契約および経費の詳細については、実施までに大学と組織で協議して定めます。